

## 低未利用土地等確認書 提出書類等チェックリスト

### □1 別記様式①-1 低未利用土地等確認申請書

- 申請日は譲渡日以降である。
- 申請者が個人であり、売主である。
- 所在地は売買契約書に明記されている地番と一致している。
- 譲渡日は売買契約書に明記されている日付（引渡し日、売買契約日等）である。

### □2 売買契約書の写し

- 売主が申請者と同一である。
- 譲渡価格（土地と建物の合計額）が500万円以下である。
- 譲渡価格（土地と建物の合計額）が800万円以下である。（用途地域内）
- 令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に譲渡されたものである。

### □3 低未利用土地等であることが分かるもの（①～⑤いずれかの書類）

- ① 香取市空き家バンクへの登録が確認できる書類
- ② 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
- ③ 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類（売買契約よりも1ヶ月以上前のもの）
- ④ ①から③までの書類を提出できない場合…別記様式①-2
- ⑤ ①から④までの書類を提出できない場合、2方向以上からの譲渡前の写真を用意して、ご相談ください。

### □4 譲渡後の利用について（①～③いずれかの書類）

- ① 宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合…別記様式②-1
  - ② 宅地建物取引業者を介さず相対取引で譲渡した場合…別記様式②-2
  - ③ 別記様式②-1・②-2のどちらの様式も提出できない場合…別記様式③
- ※別記様式②-1には、買主の署名も必要になります。

### □5 申請のあった土地等に係る登記事項証明書

- 譲渡の年の1月1日において申請のあった土地等の所有期間が5年を超えている。
- ※1 相続を受けた土地の場合は、相続前の所有期間を含めます。
- ※2 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆し、既に申請者が本特例措置を受けている場合は、対象になりません。

### □6 その他（該当する場合、添付するもの）

- ① 低未利用土地等確認書の交付を郵送で希望する場合、必要な郵便切手を貼った確認書交付用封筒（郵送先を記入すること）。
  - ② 代理人（不動産業者等）が申請の場合、任意の様式で委任状。
- ※委任状には、⑦代理人の住所、氏名、電話番号、①委任者の住所、氏名、②委任事項（低未利用土地等確認書の申請手続き）が記載してあること。